

第5回熊本市歴史まちづくり協議会

1. 日時および方法

令和3年（2021年）3月29日（月） 書面開催

2. 出席者

（1）委 員（9名）

猪飼会長、伊東委員、大森委員、田中委員、鄭委員、
岡村委員、上村委員、宮本委員、吉村委員

（2）事務局

都市整備景観課 都市デザイン室

3. 議 事

議題1 くまもと歴史まちづくり計画の進捗評価について

議題2 令和2年度の主な取組みについて

議題3 くまもと歴史まちづくり計画の軽微な変更について

第5回熊本市歴史まちづくり協議会 意見の概要 および 頂いた意見に対する事務局の回答

		意見の概要	頂いた意見に対する事務局の回答
1 くまもと歴史まちづくり計画の進捗評価について			
猪飼委員	評価軸③-1-1	計画書掲載の30棟全てが歴史的風致形成建造物にされたことは喜ばしい。	ー
大森委員	評価軸③-1-1	歴史的風致形成建造物の指定基準と修理基準を教えてください。	歴史的風致形成建造物の指定基準については、計画書P316に記載のとおり、所有者の同意が得られ、以下の①～③に該当する建造物等のうち、概ね築50年以上かつ適切な維持管理が見込まれること等を条件としている。 ①建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物 ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物 ③歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物 また、維持管理を行う上で修理が必要な場合については、原則として、往時の姿に修復、復元することを基本としている。
大森委員	評価軸③-1-1	歴史的風致形成建造物の指定にあたり、どの程度の建築物調査が行われているのか、また申請書の内容も教えてください。	現時点での歴史的風致形成建造物は、登録・指定文化財や景観法等による指定建造物等のほか、熊本地震後における文化財ドクターからの推薦等の情報をもとに指定している状況であるが、その他の未調査の建造物にも歴史的風致の形成上、重要なものもあると考えられることから、引き続き、様々なご意見等を踏まえながら、追加指定に向けて調査を実施していきたいと考えている。 また、指定にあたっての申請書については、「熊本市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく事務取扱要綱」に規定のとおり、所有者の同意書、公開協定書等を提出してもらっている。
中村委員	評価軸③-1-1、③-1-2	「実施・検討にあたっての課題と対応方針」について、他のページの表現を踏まえ ・「検討を進めてまいる」→「検討を進める」 ・「取り組んでまいりたい」→「取り組んでいく」 でよいのではないか。	ご指摘のとおり修正する。
猪飼委員	評価軸③-1-1、③-2-1、③-1-4	歴史的建造物及び周辺の町並み、一般建造物の保存・修景に対する助成のほか、熊本地震により被災された町屋等の復旧費用の助成について制度化されたことは、心強く感じる。	ー
大森委員	評価軸③-1-3	景観重要建造物と景観形成建造物の指定基準や助成基準の違いを教えてください。	指定の根拠法令として、景観法に基づき指定された建造物が「景観重要建造物（H21～指定開始）」、熊本市景観条例に基づき指定された建造物が「景観形成建造物（H7～指定開始）」である。 各建造物の指定基準は、下記のとおり。 ○景観重要建造物 （1）～（4）すべてに該当し、ア又はイのいずれかを満たすもの （1）地域のランドマークとなる象徴的存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの （2）地域の歴史、文化又は建築的に価値が高いと認められるもの （3）地域に親しまれ、愛されていること （4）地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること ア 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること イ 政府が世界遺産委員会に対し世界遺産一覧表に記載することを推薦した物件であって、当該推薦に併せて提出された管理計画に基づき公衆によって望見されるものであること ○景観形成建造物 以下のすべてに該当するもの。 （1）景観 ・道路など公共の場所方よく眺望できる。 ・まちなみと調和し、地域の景観を特徴づけている。 ・地域のランドマークとなっており市民に親しまれている。 （2）歴史 ・歴史的、学術的価値がある。 ・1945年（昭和20年）以前のものの。 （3）保存の状態 ・昔の外観をよく残している。 ・保存状態が良好で危険性がないもの。

			助成基準は、下記の通り。 <table><tr><td></td><td>景観重要建造物</td><td>景観形成建造物</td></tr><tr><td>現状変更の規制</td><td>許可</td><td>届出</td></tr><tr><td>助成限度額</td><td>600万円</td><td>300万円</td></tr><tr><td>助成対象行為</td><td>外観の保存・修景、構造部の補強等、内装整備</td><td>外観の保存・修景</td></tr></table>		景観重要建造物	景観形成建造物	現状変更の規制	許可	届出	助成限度額	600万円	300万円	助成対象行為	外観の保存・修景、構造部の補強等、内装整備	外観の保存・修景
	景観重要建造物	景観形成建造物													
現状変更の規制	許可	届出													
助成限度額	600万円	300万円													
助成対象行為	外観の保存・修景、構造部の補強等、内装整備	外観の保存・修景													
大森委員	評価軸③-1-4	町並み復旧保存支援事業について、修理基準（外観は当初の姿に戻すのか、内部に対して制限や助成はあるのかなど）を教えてください。	町並み復旧保存支援事業については、熊本地震によって被災した町屋等の伝統的様式建造物が対象であり、外観の保存及び修景工事費に対して助成している。また、建物内部についても復旧に係る工事費のみが助成対象となる。												
伊東委員	評価軸③-1-3、③-1-4、③-2-1	重要伝統的建造物群保存地区の場合、住民アンケートをとり希望を聞いたうえで、第三者が「緊急性」等のいくつかの指標に照らして順番を決め、然るべき会議に諮って工事を進めている。 しかし、熊本市では、それぞれの事業において、進める順番、具体的にはどの建物から手を付けて修理・修景してゆくか等についても不透明である。	現状としては、所有者等からの相談・申請により、修理・修景工事の内容が助成対象行為に該当するか審査のうえ、予算の範囲内において助成金を交付しているが、ご指摘のとおり予算額に対して多数の申請がある場合に備えて、本協議会等を通じて優先順位を決めることも検討していく。												
伊東委員	評価軸③-1-5	歴史的建造物は、個々の建物の価値を見極め、その上で保存すべき部分はどこにあるのかを熟慮した上で、その価値の保存を前提に修理、修景を進めるべきである。 「町屋等活用促進事業」の町屋の活用例では、伝統的な町屋の1階正面がほとんど残されていないように見えるので、貸し手・借り手ともに、町屋の個性と価値について十分理解していただいたうえで活用計画を立てて頂きたい。	新町・古町地区では「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる 町並みづくりガイドライン（平成23年度（2011年度）策定）」、川尻地区では「川尻地区の歴史を活かした 町並みづくりガイドライン（平成26年度（2014年度）策定）」において、町屋や一般建造物等の保存・修景基準を定めている。 ご指摘の町屋の活用例においては、今後の町屋利活用の一つの可能性を示すものとして、新たな要素を取り入れたものであるが、上記ガイドラインに基づき、アルミサッシから木製建具への転換のほか、町並みと調和した壁面の素材や色彩にするなど、上記ガイドラインに即して修景整備をしている。（整備前後の写真を進捗評価シートに追加した。）												
猪飼委員	評価軸③-1-5	利活用実証実験としての町屋の道路に面する部分のみの活用は、大いに価値ある実験で街の賑わい再生が期待される。	－												
宮本委員	評価軸③-1-5	今回報告された事業のいくつかがまとめられ、プロポーザル形式として事業者を選定し、現在も推進中であることと思う。しかし上記のように中間の情報共有が不十分で、委員に情報が下りてきたときにはすでに内容も具体的になっていた。 プロポーザルコンペという形式はもちろん今後も積極的に活用していくべきであるが、その際の目的や評価の設定、また支援組織としての自治協議会に限らない地域内の組織化、文化団体の参加促進や建物以外の歴史伝統の尊重など、もっと条件を整えた上での慎重な運用が、より満足度の高い効果をもたらすものと思う。 来年度以降もこの協議会が定期的開催され、十分なコミュニケーションをもって運営され、市の負担となるところを地域が支えながら協働の歴史まちづくりが推進されますよう、切に願う。	今後も本協議会への情報共有等に努めるとともに、地域との連携も図りながら事業を推進していく。												
鄭委員	評価軸③-1-5	建築基準法の適用除外に向けての保存活用計画、一般社団法人KIMOIRIDONによる町屋活用、マッチングの3つが「町屋等活用促進事業」の一枚にまとまっていることが、非常にもったいないと思う。	国土交通省のマニュアルに即してまとめているものの、今後の取組次第では、必要に応じて詳細資料として別紙を添付するなど、詳細にご報告していく。												
伊東委員	評価軸③-2-1	修景の事例写真だけでは「きれいにする」というだけに見えてしまい、「修景」の方針が見えない。「屋外設備にカバーをする」ことにしても、カバーの素材や形、高さに配慮することが必要であり、場合によっては、設備を目につかない位置に変更してもよいはずである。	ご指摘を踏まえ、進捗評価シートに「町並みガイドライン」に定める保存・修景基準を明記した。引き続き、本ガイドラインについて所有者や民間事業者への周知に努めるとともに、必要に応じて見直し、素材や形状、高さなどの細やかな基準について検討していく。												
猪飼委員	評価軸③-3-1	活動団体・文化団体等への助成については、客観性を保持するための明確な指針はあるのか。	助成する活動団体・文化団体等は、「熊本市伝統芸能等保存活動事業費補助金交付要綱」に則して決定している。												
大森委員	評価軸③-4-1	坪井川舟運については、事業期間が今年度までとされているが、課題整理をしてどのようなことが課題としてあがっているのか、坪井川舟運が実現できそうなのかなど、結果をもう少し詳しく記載してほしい。	坪井川舟運に向けた課題整理のため、事業期間を令和3年度を延長して継続検討することとする。また、ご指摘のとおり現状の課題等を進捗評価シートに明記した。												
猪飼委員	評価軸③-4-1	坪井川舟運についての検討は興味深く、歴史的掘り起しが必要だろう。	坪井川舟運については、史実も含め様々な観点から検討を行っていく。												

	伊東委員	評価軸③-4-5	活用にあたっては、米蔵の価値がいつそう輝く活用として頂きたい。最新のただどこにでもあるような、ありきたりの展示方法で目先をごまかすのではない本物の価値が伝わる展示をお願いしたい。	外城東蔵の展示については史跡の本質的価値や熊本藩の物流・水運や川尻の歴史を学習する施設としての整備を行うこととしており、文化財的価値を有した米蔵そのものの生かした形で活用していく。また、外城西蔵については蔵としての空間構造を見学する施設としての活用を検討していく。
	猪飼委員	評価軸③-3-2	伝統的技術の継承については、現段階では不可能な場合もあるので、将来のために仕事・技術を記録して遺すことは必要だと思う。その記録化のための援助・助成が必要ではないか。	伝統的技術の映像や文書等を電子化し整理した上で、HPで公開する等検討していく。
	猪飼委員	評価軸③-5-4	町屋等の保存に合わせて、その町屋で営まれている生活を生き活きと伝える、民俗資料等の保存・展示等の工夫が必要ではないかと思う。	重点区域である城下町地区においては、町屋等の営みを切り取った観光プロモーション動画制作に着手しているが、引き続き、委員ご指摘のとおり、魅力ある情報発信の手法を検討する。
	3 くまもと歴史まちづくり計画の軽微な変更について			
	鄭委員	P5	検討体制の【庁内組織】に五福公民館などを加えるのはいかがか。	現在、公民館と連携している各区役所の総務企画課を入れているが、今後事業を推進していく中で必要に応じて庁内組織も見直していく。
	鄭委員	P23	社会的環境やコラム欄として熊本の旧街道マップを加えるのはいかがか。	次回更新時に本文の内容等に応じて検討する。
	鄭委員	P75	新町古町の「古町」に関する説明には、注釈でもいいので行政区域の「古町」との違いについて説明を加えた方がいい。	次回更新時には説明の追加を検討する。
	中村委員	P284	別紙2の一覧表で、P284に登録有形文化財としての名称「西村家住宅店舗及び主屋」を併記するとありますが、別紙3の新旧対照表P284には記載されていない。	誤記のため、削除する。
その他				
	宮本委員		第三回協議会の際に説明のあった事業一覧から今回報告のあった具体的な事業に移る過程が、協議会の各委員に見えないまま事業の進捗評価に移っていることには、違和感を覚える。 進捗を急ぐあまり委員への説明が不十分で、情報の共有と各段階での中間報告は必須ではなかったのか。 来年以降の事業推進の運営体制に本協議会が関わるのか否か、また本協議会はどのような場を目指しているのか、住民代表参加の組織が形だけになってはいないのか、また議論の場となるのか、委員はどこまで踏み込めるのか、議論はどこで行われるべきなのか、次年度の協議会で検討し共有する必要があるのではないかと思う。	今後も本協議会への情報共有等に努めるとともに、必要に応じて本協議会で頂いたご意見やご助言等も踏まえながら各事業の推進に努めていく。
	大森委員		今年度はコロナの影響で歴史まちづくり協議会が開催されていないが、今後は環境整備や建造物の修理や修景工事を行う際の計画段階で協議会にご相談いただければと思う。内容や迷っていることなどを共有したいと思う。	
	上村委員		現在私も「一般社団法人KIMOIRIDON」にも参加しており、手ごたえを感じている。今後とも素敵な町になるよう後押ししていく。	—

評価軸③-1-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和2年度
項目		現在の状況
町屋等活用促進事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和2年度～令和11年度	
支援事業名	市単独事業/熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金/社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	重点区域である城下町地区、川尻地区に残る町屋等を後世に引き継いでいくため、以下の取組み等を検討していく。 ・町屋等の歴史的建築物を保存・活用していくために、建築基準法の適用を除外する条例を制定するとともに、所有者等に対し、当該条例を活用するための計画書策定に係る費用の一部を助成する。 ・町屋の利活用のために、地区の不動産業者等と連携し、町屋の貸し手と借り手のマッチングを図る。その際、町屋への居住希望者を対象とした、町屋の見学ツアーや地域住民との交流の場を設けるなど、必要に応じた支援を検討する。 ・町並みづくりガイドラインの普及啓発等を行い、町屋等の修景促進を図る。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例を制定、並びに、熊本市歴史的建築物保存活用計画策定に係る助成金交付要綱を制定し、町屋所有者等に対して、建造物の保存だけでなく活用に対しても意識の醸成を図った。 また、令和3年3月下旬から4月中旬まで、唐人町通り沿線の町屋(2件)において、道路の前面のみを活用した新たな販売手法を行う実証実験を予定である。(評価軸③-2-2、③-2-3の実験と同時期に開催)		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	新型コロナウイルス感染拡大により、実証実験の時期を令和3年2月から令和3年3月に延期した。	

状況を示す写真や資料等



条例及び助成金のスキーム



道路に面する部分のみを活用した町屋の実験

評価対象年度		令和2年度
項目		現在の状況
町並みづくり助成事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成24年度～令和11年度	
支援事業名	市単独事業/社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	重点区域である城下町地区(新町・古町)、川尻地区において、町屋などの伝統的様式建造物や、一般建造物の保存・修景等に係る経費の一部を助成する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
R2年度中に3件の建造物に対し修景助成を行い、良好な町並みの景観形成を推進するとともに地域の住環境の向上が図られた。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		
状況を示す写真や資料等		
修景前  ➡ 修景後  屋外設備にカバーを設置 外壁 ■ 町並みガイドラインにおける設備機器の配慮事項(抜粋) 通りから見えない位置に設けるか、または覆いをするなど建築物本体および周辺の景観との調和に配慮するよう努める。		

